

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2022年3月31日

**【会社名】** ライオン株式会社

**【英訳名】** Lion Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役 社長執行役員 榑 川 正 純

**【本店の所在の場所】** 東京都墨田区本所一丁目3番7号

**【電話番号】** 03-3621-6211

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 竹 生 昭 彦

**【最寄りの連絡場所】** 東京都墨田区本所一丁目3番7号

**【電話番号】** 03-3621-6211

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 竹 生 昭 彦

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
ライオン株式会社 大阪オフィス  
(大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号 本町南ガーデンシティ)  
ライオン株式会社 名古屋オフィス  
(名古屋市中区錦二丁目3番4号 名古屋錦フロントタワー)

## 1 【提出理由】

2022年3月30日開催の当社第161期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月30日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 当事業の変革に柔軟かつ機動的に対応するとともに、当社グループが取り組む事業内容をより明確にするため、定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 本社を移転することに伴い、定款第3条の規定に定める本店の所在地を東京都墨田区から東京都台東区に変更するものであります。なお、本変更の効力は、2023年2月28日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって生ずるものとし、この旨を明確にするために附則を設けるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）、および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることに伴い、所要の変更を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、濱逸夫、掬川正純、小林健二郎、久米裕康、乗竹史智、鈴木均、福田健吾、内田和成、白石隆、菅谷貴子および安江令子の各氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	2,336,856	3,409	471	99.56	可決
第2号議案					
濱逸夫	2,302,975	41,422	567	98.12	可決
掬川正純	2,317,299	27,194	471	98.73	可決
小林健二郎	2,322,346	22,149	471	98.95	可決
久米裕康	2,322,486	22,009	471	98.95	可決
乗竹史智	2,322,525	21,970	471	98.95	可決
鈴木均	2,322,560	21,935	471	98.95	可決
福田健吾	2,322,234	22,261	471	98.94	可決
内田和成	2,333,051	11,444	471	99.40	可決
白石隆	2,333,135	11,360	471	99.41	可決
菅谷貴子	2,333,757	10,738	471	99.43	可決
安江令子	2,283,584	60,911	471	97.29	可決

(注) 1 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

(注) 2 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席した株主の一部の議決権行使結果により、各議案の可決要件を満たしたため、本総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。